

指導的統計調査員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、統計調査員に対する研修の充実を図るため、指導的統計調査員派遣事業を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「指導的統計調査員」とは、統計調査員に対する研修において講師等を務めることのできる人材として、県の台帳に登録された者をいう。

2 この要綱において「派遣」とは、県が指導的統計調査員を斡旋し、かつ、報酬を負担するものをいう。

3 この要綱において「紹介」とは、県が指導的統計調査員の斡旋のみを行い、報酬の負担をしないものをいう。

(内容)

第3条 指導的統計調査員派遣事業の内容は、次のとおりとする。

1 県は、指導的統計調査員の台帳を整備し、市町村等（市町村及びその他統計調査員の研修を実施する団体をいう。以下同じ）に対し、適当な人材の派遣または紹介を行う。

2 県は、前項の事業実施のため、市町村に照会を行い、推薦調書の提出を依頼する。また、県統計課内においても、講師等を務めることのできる人材の把握に努めるものとする。

(指導的統計調査員の推薦)

第4条 指導的統計調査員として推薦すべき者は、次の1または2のいずれかに該当する者であること。

1 統計調査員として、長年の経験を有し、登録統計調査員の間で信頼を得ており、他の調査員に対しての指導の資質に優れた者

2 統計調査員として、おおむね5年以上の経験を有し、統計調査について正しい理解があり、かつ、教育職経験や講師の資格を持つなど講話の技術に長け、他の調査員の資質の向上に効果的な講義等を行うことができる者

(指導的統計調査員の職務)

第5条 指導的統計調査員の職務は、次のとおりとする。

1 講義

2 班別意見交換（グループワーク）における助言

3 その他、統計調査員の研修に効果があると認められるもの

(指導的統計調査員の報酬)

第6条 指導的統計調査員の報酬は、前条1及び2の職務のうち、派遣により行うものについて、年度ごと、職務の類型ごとに、統計課長が定める。

前条3による派遣申込があった場合は、1及び2の基準を参考として、難易度及び所要時間から判断し、個別に定めるものとする。

(台帳への記載)

第7条 市町村は、推薦すべき調査員がいる場合は、別記様式1の推薦調書を作成し、県に提出する。

2 前項の調書が提出されたものについて、県は、内容を確認の上、指導的統計調査員台帳に登載する。

(派遣・紹介)

第8条 市町村等は、必要に応じて、別記様式2の申込書により、県に派遣または紹介の依頼をする。

2 県は、前項の申込があったときは、当該申込の要望に合致した指導的統計調査員を派遣または紹介する。

(情報の更新)

第9条 県は、台帳に登載された調査員情報を、年に一度、市町村に送付し、更新を依頼する。

(抹消等)

第10条 市町村が推薦を行った指導的統計調査員に関して、転出・疾病・死亡など、従事不可能な状況が発生した場合は、市町村は、県にすみやかにその旨通知し、県は台帳から抹消するものとする。

2 市町村は、推薦を行った調査員に、講師として不適切な事案が発生した場合、県にすみやかに通知するものとする。

3 前項の通知を受けたときは、県は、事実関係を確認し、指導的統計調査員の台帳への登載が不相当であると判断した場合は、当該調査員を台帳から抹消する。

(登載された調査員への支援)

第11条 県は、指導的統計調査員として台帳に登載された者に対し、適宜、情報提供に努め、研修や説明会を充実させるなど、更なる指導技術向上のための支援を行う。

附則

この要綱は、平成26年12月 1日から施行する。

別記様式1 推薦調書

取扱注意

--	--

↑ ※年齢は、 R4.1.19 現在(自動計算)

市
町
村
番
号

指導的統計調査員 推薦調書			
ふりがな			
氏名			
生年月日			
年齢	122	歳※自動計算	
郵便番号			
住所			
電話番号			
携帯番号			
メールアドレス			
依頼可能な研修形態(該当に○)	講義	グループワーク(GW)における助言	その他()
調査員歴			年
おもに経験した調査			
おもに経験した調査区(該当に○)	一戸建ての住宅街/マンション・共同住宅/農村地域/山間部/工業団地/商業地/商店街/オフィス街/その他()		
職歴	(把握できる範囲で)		
現役/元職(該当に○)	現役/元職 ※現役でも元職でも、経験が豊富で教えるのが上手な方であれば可です		
特記事項	1 活動可能範囲		
	2 特性		

推薦者
担当者氏名
推薦年月日

〇〇市・町・村/県 〇〇担当
□□ □□
平成26年10月1日

指導的統計調査員 推薦調書【裏面】

ふりがな	
氏名	
生年月日	
講師としての従事歴【県で後日記入】	

